随意契約結果書

物品等の名称及び数量	肥薩線　那良口・渡間４５ｋ０８５付近小川橋りょう比較設計
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局　八代河川国道事務所長 星尾　日明 八代市萩原町１－７０８－２
契 約 締 結 日	令和　８年１０月３０日
契約の相手方の氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	￥５２，９１０，０００－
予定価格（消費税及び地方消費税含む）	￥０－
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備　　考	

随 意 契 約 理 由 書

１．件名等　　肥薩線 那良口・渡間４５ｋ０８５付近小川橋りょう比較設計

２．履行場所　　小川橋りょう

３．随意契約の相手方　　名称：九州旅客鉄道（株）
住所：福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号

４．随意契約適用法令　　会計法第２９条の３第４項及び
予算決算及び会計令第１０２条の４第３号

５．当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

１）随意工事に付する理由

本工事は、球磨川水系河川整備計画に基づき、九州旅客鉄道（株）の鉄道施設である小川橋りょうについて、渡地区における引堤事業に伴い、橋りょうの嵩上げが必要となるものである。

鉄道施設の施工にあたっては、鉄道に関する専門の知識・経験・技術力を有している必要があり、竣工後に鉄道運行に支障を及ぼさないよう、正確な施工が求められる。

以上のことから、本工事の施工にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道（株）が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３号により、九州旅客鉄道（株）と随意契約を行うものである。

（随意契約理由作成者）
八代河川国道事務所　事業対策課長